

第19号議案

新城市都市公園条例の一部改正

新城市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市都市公園条例の一部を改正する条例

新城市都市公園条例（平成17年新城市条例第173号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の5」を「第2条の6」に改める。

第2条の4第2項中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第1章の2中第2条の5を第2条の6とし、第2条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準に係る割合）

第2条の5 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の都市公園の敷地面積に対する割合を定めるため必要があるからである。